

○沖縄県立看護大学大学評価基本方針

(平成 24 年 1 月 18 日)

沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）における大学評価は、この方針に基づいて行う。

評価に当たっては、沖縄県立看護大学全学自己点検・評価検討委員会（以下「全学評価委員会」という。）が、学内の各委員会、部会、（以下「学内委員会等」という。）及び外部評価委員会と連携して行う。

第 1 目的

本学における大学評価は、本学の理念・目標を達成するため、本学の教育研究等の活動の一層の活性化を促し、質の向上を図るとともに、社会的責任を果たすことを目的として実施する。

第 2 評価の種類

- 1 大学評価は、自己点検・評価、教員活動評価（自己評価・他者評価）、外部評価及び大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の 4 種類とする。
- 2 自己点検・評価は、学部、別科、大学院、附属図書館及び事務局の体制及び活動等について本学が自ら行う評価である。
- 3 教員活動評価（自己評価・他者評価）は、教員の活動について本学が自ら行う評価である。
- 4 外部評価は、本学に設置された外部評価委員会が専門的・客観的な立場から行う第三者評価である。
- 5 認証評価は、学校教育法第 109 条第 2 項に規定する認証評価機関が行う評価である。

第3 評価の実施

- 1 自己点検・評価は、「沖縄県立看護大学自己評価実施要領」に基づいて実施する。
- 2 教員活動評価（自己評価・他者評価）は、「沖縄県立看護大学教員活動評価（自己評価・他者評価）実施要領」に基づいて実施する。
- 3 外部評価は、「沖縄県立看護大学外部評価実施要領」に基づいて実施する。
- 4 認証評価を受ける際には、「沖縄県立看護大学自己評価（認証評価）実施要領」に基づいて準備する。

第4 評価結果の公表

大学評価の結果（自己評価報告書、自己評価（認証評価）報告書など）の公表は、刊行物への掲載やWEBサイトへの掲載等広く周知を図ることができる方法によることとし、その具体的な内容及び手段は全学評価委員会において定める。

第5 評価結果の活用

本学の教職員及び学内委員会等は、自己評価、教員活動評価（自己評価・他者評価）及び外部評価などの結果を積極的に活用し、教育研究等の質の向上並びに教育研究環境の整備などの充実に努めるものとする。

附則

この基本方針は、平成24年1月18日から施行する。